



第6章 誘導施設の設定

- 6-1 誘導施設とは
- 6-2 誘導施設の考え方
- 6-3 誘導施設の設定

6-1 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（医療・福祉・商業などの居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）を設定するものです。現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

都市計画運用指針においては、誘導施設に関する以下の考え方等が示されています。

都市計画運用指針（第12版）（抜粋）

基本的な考え方

- ・ 誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

誘導施設の設定

- ・ 誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から
 - ⇒ 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
 - ⇒ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - ⇒ 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
 - ⇒ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設などを定めることが考えられる。

6-2 誘導施設設定の考え方

(1) 必要となる都市機能の設定

誘導施設の設定にあたり、都市機能誘導区域に必要となる都市機能を設定します。必要となる都市機能は、まちづくりの基本方針（ターゲット）及び誘導方針（ストーリー）、都市計画運用指針の考え方等を踏まえ設定します。



図 6-1 必要となる都市機能

(2) 都市機能の配置の考え方

施設特性を踏まえた誘導施設の配置を検討するため、必要となる都市機能について都市機能誘導区域への配置を基本とする広域的な施設（広域的な利用が想定される都市機能施設）及び居住誘導区域を中心とした配置を基本とする日常的な施設（市民の日常生活を支える施設）に分類し、誘導施設を設定します。

《都市機能配置の考え方》

広域的な施設・・・誘導施設に設定⇒都市機能誘導区域に配置

⇒ 魅力、活力、賑わい、利便性の創出につながる、市全体もしくは広域的な利用が想定される都市機能施設

日常的な施設・・・誘導施設に設定しない⇒生活拠点を中心に配置

⇒ 市民の日常生活圏において必要となる生活サービスに関する身近な施設

必要となる都市機能	広域的な施設	日常的な施設
行政機能	・市役所	・出張所、証明取扱所
介護福祉機能	—	・地域包括支援センター ・通所系・訪問系介護施設、小規模多機能施設、グループホーム 等
子育て支援機能	・子育て支援センター	・幼稚園、認可保育所等 ・児童センター、児童クラブ
商業機能	・大規模商業施設	・食品スーパー
医療機能	・病院	・診療所
金融機能	—	・銀行、信用組合、信用金庫 ・郵便局
教育機能	—	・小学校、中学校 ・高等教育機関（高校、大学）
文化機能	・地域交流センター相当施設（コミュニティセンター、福祉会館等除く） ・図書館 ・博物館（登録博物館・博物館相当施設）	・コミュニティセンター、福祉会館等
運動機能	・総合体育館	—
広域交流機能	・広域交流施設	—

図 6-2 必要となる都市機能の施設分類

6-3 誘導施設の設定

(1) 都市機能の立地状況

都市拠点及び生活拠点において必要となる都市機能の立地状況は以下のとおりです。広域的な施設のうち広域交流施設、日常的な施設のうち高等教育機関（高校・大学）については、都市拠点及び生活拠点内に立地していない状況です。

表 6-1 都市機能の立地状況

必要となる都市機能	都市施設	施設の立地状況					
		都市拠点	生活拠点(複合型含む)				
			明徳町	日新町	三光町	沼ノ端	
広域的な施設	行政機能	市役所	○	—	—	—	—
	子育て支援機能	子育て支援センター	○	—	—	—	—
	商業機能	大規模商業施設	○	—	—	—	—
	医療機能	病院	○	—	—	—	—
	文化機能	地域交流センター相当施設 (コミュニティセンター、福祉会館等除く)	○	—	—	—	—
		図書館(分室及び分館を除く)	○	—	—	—	—
		博物館(登録博物館・博物館相当施設)	○	—	—	—	—
運動機能	総合体育館	○	—	—	—	—	
広域交流機能	広域交流施設	—	—	—	—	—	
日常的な施設	行政機能	出張所、証明取扱所	○	—	—	○	○
	介護福祉機能	地域包括支援センター	○	—	○	—	○
		通所系・訪問系介護施設、 小規模多機能施設、グループホーム等	○	○	○	○	○
	子育て支援機能	幼稚園、認可保育所等	○	○	○	○	○
		児童センター、児童クラブ	○	○	○	○	○
	商業機能	食品スーパー	—	○	○	○	○
	医療機能	診療所	○	○	○	○	○
	金融機能	銀行、郵便局、 信用組合、信用金庫	○	○	○	○	○
	教育機能	小学校、中学校	—	○	○	—	—
		高等教育機関(大学・高校)	—	—	—	—	—
文化機能	コミュニティセンター、福祉会館等	○	○	○	○	○	

(2) 誘導施設の設定

誘導施設設定の考え方にに基づき、必要となる都市機能の立地状況を踏まえ、誘導施設を設定します。設定にあたっては、誘導施設に位置づけ機能の維持・誘導を図る施設（維持または誘導・法定施設）と誘導施設には位置づけないものの施設の維持・誘導を図るべき施設（維持または誘導・任意施設）に分類します。

1) 都市拠点（中心市街地）：都市機能誘導区域（法定区域）

表 6-2 都市機能誘導区域（法定区域）における誘導施設（法定施設）の設定

必要となる都市機能	都市施設	誘導施設への位置づけ	誘導施設設定の考え方	
広域的な施設	行政機能	市役所	◎ 維持・法定	市役所は中枢的な行政施設であり、将来も都市拠点内への機能を維持していくため、誘導施設に位置づけます。
	子育て支援機能	子育て支援センター	◎ 維持・法定	子育て親子の交流の場となる重要な施設であり、将来も都市拠点内への機能を維持していくため、誘導施設に位置づけます。
	商業機能	大規模商業施設	◎ 維持・法定	都市の賑わいや活力創出の観点から、将来も都市拠点内への機能を維持していくため、誘導施設に位置づけます。
	医療機能	病院	◎ 維持・法定	総合的な医療サービスを受けることができる広域的な病院について、都市拠点内への維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
	文化機能	地域交流センター相当施設（コミュニティセンター、福祉会館等除く）	◎ 維持・法定	市外を含めた広域からの集客力を持ち拠点の賑わいをもたらす施設として、将来も都市拠点内への機能を維持していくため、誘導施設に位置づけます。
		図書館（分室及び分館を除く）	◎ 維持・法定	市民の文化、学習活動を支える施設として、将来も都市拠点内への維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
		博物館（登録博物館・博物館相当施設）	◎ 維持・法定	市民の文化、学習活動を支える施設として、将来も都市拠点内への維持を図るため、誘導施設に位置づけます。
	運動機能	総合体育館	—	総合体育館は「スポーツ施設整備計画」により移転検討中であるため、誘導施設には位置づけません。
	広域交流機能	広域交流施設	○ 誘導・任意	現在検討を進めている「苫小牧駅周辺ビジョン」がまとまった段階で誘導施設に位置づける予定であるため、任意施設とします。
日常的な施設	行政機能	出張所、証明取扱所	—	本庁を誘導施設とするため、出張所、証明取扱所は誘導施設には位置づけません。
	介護福祉機能	地域包括支援センター	—	高齢者の日々の暮らしをサポートする重要な施設ですが、分散して配置すべき施設であるため、誘導施設には位置づけません。
		通所系・訪問系介護施設、小規模多機能施設、グループホーム等	—	日常生活における身近な施設であり、日常生活圏に分散して配置すべき施設であるため、誘導施設には位置づけません。
	子育て支援機能	幼稚園、認可保育所等	—	日常生活における身近な施設であり、日常生活圏に分散して配置すべき施設であるため、誘導施設には位置づけません。
		児童センター、児童クラブ	—	子育て世代の定住を図るために重要な施設ですが、学区や地域単位で立地している施設であるため、誘導施設には位置づけません。
	商業機能	食品スーパー	○ 誘導・任意	日常生活圏単位での分散型立地が基本ですが、各拠点内への誘導・維持を図るべき施設であるため、任意施設とします。
	医療機能	診療所	○ 維持・任意	日常生活圏単位での分散型立地が基本ですが、各拠点内への誘導・維持を図るべき施設であるため、任意施設とします。
	金融機能	銀行、郵便局、信用組合、信用金庫	—	日常生活における身近な施設であり、日常生活圏に分散して配置すべき施設であるため、誘導施設には位置づけません。
	教育機能	小学校、中学校	—	日常生活における身近な施設であり、日常生活圏に分散して配置すべき施設であるため、誘導施設には位置づけません。
		高等教育機関（大学・高校）	—	現状において明確な計画がないため、誘導施設には位置づけません。
文化機能	コミュニティセンター、福祉会館等	—	日常生活における身近な施設であり、日常生活圏に分散して配置すべき施設であるため、誘導施設には位置づけません。	

2) 生活拠点：任意の区域（法定外区域）

表 6-3 任意の区域（法定外区域）における誘導施設（任意施設）の設定

必要となる都市機能	都市施設	誘導施設への位置づけ				誘導施設設定の考え方	
		明徳町	日新町	三光町	沼ノ端		
広域的な施設	行政機能	市役所	-	-	-	-	都市拠点に位置付けるため、生活拠点では位置づけません。
	子育て支援機能	子育て支援センター	-	-	-	-	都市拠点に位置付けるため、生活拠点では位置づけません。
	商業機能	大規模商業施設	-	-	-	-	都市拠点に位置付けるため、生活拠点では位置づけません。
	医療機能	病院	-	-	-	-	都市拠点に位置付けるため、生活拠点では位置づけません。
	文化機能	地域交流センター相当施設（コミュニティセンター、福祉会館等除く）	-	-	-	-	都市拠点に位置付けるため、生活拠点では位置づけません。
		図書館（分室及び分館を除く）	-	-	-	-	都市拠点に位置付けるため、生活拠点では位置づけません。
		博物館（登録博物館・博物館相当施設）	-	-	-	-	都市拠点に位置付けるため、生活拠点では位置づけません。
	運動機能	総合体育館	-	-	-	-	都市拠点に位置付けるため、生活拠点では位置づけません。
広域交流機能	広域交流施設	-	-	-	-	都市拠点に位置付けるため、生活拠点では位置づけません。	
日常的な施設	行政機能	出張所、証明取扱所	○ 誘導・任意	○ 誘導・任意	○ 維持・任意	○ 維持・任意	日常生活を営む上で必要となる行政窓口であり、生活拠点内への誘導、維持を図るべき施設であるため、任意施設とします。
	介護福祉機能	地域包括支援センター	-	-	-	-	高齢者の日々の暮らしをサポートする重要な施設ですが、分散して配置すべき施設であるため、誘導施設には位置づけません。
		通所系・訪問系介護施設、小規模多機能施設、グループホーム等	-	-	-	-	日常生活における身近な施設であり、日常生活圏に分散して配置すべき施設であるため、誘導施設には位置づけません。
	子育て支援機能	幼稚園、認可保育所等	-	-	-	-	日常生活における身近な施設であり、日常生活圏に分散して配置すべき施設であるため、誘導施設には位置づけません。
		児童センター、児童クラブ	-	-	-	-	子育て世代の定住を図るために重要な施設ですが、学区や地域単位で立地している施設であるため、誘導施設には位置づけません。
	商業機能	食品スーパー	○ 維持・任意	○ 維持・任意	○ 維持・任意	○ 維持・任意	日常生活圏単位での分散型立地が基本ですが、各拠点内への誘導・維持を図るべき施設であるため、任意施設とします。
	医療機能	診療所	○ 維持・任意	○ 維持・任意	○ 維持・任意	○ 維持・任意	日常生活圏単位での分散型立地が基本ですが、各拠点内への誘導・維持を図るべき施設であるため、任意施設とします。
	金融機能	銀行、郵便局、信用組合、信用金庫	-	-	-	-	日常生活における身近な施設であり、日常生活圏に分散して配置すべき施設であるため、誘導施設には位置づけません。
	教育機能	小学校、中学校	-	-	-	-	日常生活における身近な施設であり、日常生活圏に分散して配置すべき施設であるため、誘導施設には位置づけません。
		高等教育機関（大学・高校）	-	-	-	-	現状において明確な計画がないため、誘導施設には位置づけません。
文化機能	コミュニティセンター、福祉会館等	-	-	-	-	市民の交流を生み出す重要な施設ですが、分散して配置すべき施設であるため、誘導施設には位置づけません。	

(3) 誘導施設

本市における誘導施設を以下の通り設定します。

表 6-4 誘導施設（法定施設）

都市機能分類	誘導施設(法定)	都市拠点 (中心市街地)	誘導施設の定義
行政機能	市役所	◎維持	地方自治法第4条第1項に規定する施設
子育て支援機能	子育て支援センター	◎維持	児童福祉法第6条第6項に規定する子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う施設
商業機能	大規模商業施設	◎維持	用途に供する部分の延床面積が10,000㎡以上を有する施設
医療機能	病院	◎維持	二次救急医療病院*
文化機能	地域交流センター相当施設 (コミュニティセンター、福祉会館等除く)	◎維持	市民の学習や文化の向上を目的として市条例で設置する施設
	図書館 (分室及び分館を除く)	◎維持	図書館法第2条第1項に規定する施設
	博物館 (登録博物館・博物館相当施設)	◎維持	博物館法第2条第1項もしくは博物館法第29条に規定する施設

表 6-5 誘導施設（任意施設）

都市機能分類	誘導施設 (法定外)	都市拠点 (中心市街地)	生活拠点				誘導施設設定の考え方
			明徳町	日新町	三光町	沼ノ端	
広域交流機能	広域交流施設	○誘導	—	—	—	—	検討を進めている「苫小牧駅周辺ビジョン」がまとまった段階で誘導施設に位置づける予定であるため、任意施設とします。
行政機能	出張所、 証明取扱所	—	○誘導	○誘導	○維持	○維持	日常生活を営む上で必要となる行政窓口であり、生活拠点内への誘導・維持を図るべき施設であるため、任意施設とします。
商業機能	食品スーパー	○誘導	○維持	○維持	○維持	○維持	日常生活圏単位での分散型立地が基本ですが、各拠点内への誘導・維持を図るべき施設であるため、任意施設とします。
医療機能	診療所	○維持	○維持	○維持	○維持	○維持	日常生活圏単位での分散型立地が基本ですが、各拠点内への誘導・維持を図るべき施設であるため、任意施設とします。